

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和4年11月8日（令和4年（行個）諮問第44号）

答申日：令和6年1月29日（令和5年度（行個）答申第159号）

事件名：本人に対する療養補償給付等の支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私の令和2年特定月日発症した労災にかかる傷病について特定労働基準監督署が作成した調査復命書一式（支給決定理由及び平均賃金がわかるもの含む）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年6月14日付け東労発総個開第4-63号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、審査請求に係る処分を取消し、保有個人情報の全部の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

本件で開示を求めている情報は、審査請求人の労災にかかる傷病について、特定労働基準監督署が作成した調査復命書一式（支給決定理由及び平均賃金がわかるもの含む）であり、審査請求人は特定事業場で働いていたのであるから、使用者である特定事業場は労務管理をする義務があり、その上で、営業活動をしなければならないのであるから、従業員の労務管理を明らかにすることは使用者の当然の義務であるので、開示することによって特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。開示は当然予定されている。また、開示請求者以外の特個人（第三者）から聴取・確認した内容等に係る記述及び医師の意見の一部が記載されているとのことであるが、それらの情報は、開示請求者自身に関する情報であり、まさにその内容について開示される

ことが開示請求者の権利を守るうえで必要なのであるから、開示する利益が開示しない利益より大きいことが明らかである。また、労働基準行政機関が行う事務というのも労働者のために行われる側面もあるであるから、開示することによって事務の適正な遂行に支障を及ぼすそれなどない。

## (2) 意見書

### ア 結論

本件審査請求については、原処分が不当であるから、認容すべきである。

### イ 理由

貴審査会は、法78条2号、3号イ、7号柱書きに該当することから、不開示としていますが、特定事業場は、開示することに同意していますから、同条2号、3号イ、7号柱書きに該当しません。

よって、不開示部分の開示をすることが相当です。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和4年4月14日（同月15日受付）で、処分庁に対し、法76条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が令和4年6月14日付け東労発総個開第4-63号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年8月9日付け（同月10日受付）で、本件審査請求を提起したものである。

### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

### 3 理由

#### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、労災補償請求にかかる調査復命書等に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報である。

#### (2) 不開示情報該当性について

##### ア 法78条2号該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書1の①、文書2の①、文書3の①、文書5の①、文書6、文書7の①及び文書8の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、署名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報は、法78条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書1の③及び文書3の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法78条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書1の④及び文書2の②の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容である。これらの情報が開示された場合には、当該医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法78条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法78条3号イ該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書1の②、文書2の③及び文書5の②の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報が開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法78条3号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書5の③、文書7の②、文書8の②及び文書9の不開示部分は、特定法人の業務内容等に関する情報であり、一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該法人が、その内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法78条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法78条7号柱書き該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書1の③及び文書3の②は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述

べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、法人側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で適確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書1の④及び文書2の②の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容であり、これらの情報が開示された場合には、請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（ウ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、医師が審査請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することをちゅうちょし、公正で適確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、当該情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書5の③、文書7の②、文書8の②及び文書9の不開示部分は、法人の業務内容等に関する情報である。これらの情報が開示された場合には、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記イ（イ）で既に述べたところである。

さらに、当該不開示部分に係る情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該法人に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、これらの情報を開示するとした場合には、このことを知った法人だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で適確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を

及ぼすおそれがあることから、法78条7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年11月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月1日 審議
- ④ 同月15日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和5年7月26日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 令和6月1月24日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法78条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

###### (1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

###### ア 通番1のうち、a)及びb)並びに通番5

当該部分は、審査請求人が特定労働基準監督署に提出した「休業補償給付支給請求書」及び「療養補償給付たる治療の費用請求書」（以下「請求書」という。）の「診療担当者の証明」欄又は「医師又は歯科医師等の証明」欄（文書1の86頁は「担当医氏名」欄）及び医療機関から提出された意見書に記載・押印された審査請求人の主治医の署名・印影である。

このうち、通番1の請求書は、休業補償給付等を受けようとする者が、医師等から証明を受けて、労働基準監督署に提出するものとされている（労働者災害補償保険法施行規則12条の2及び13条）。このため、当該請求書に記載された医師の署名及び印影は、請求書の記載の一部であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

通番5は、意見書に記載された医師の署名及び印影である。請求書の内容について確認、補足等を求めるための意見書については、その目的からして請求書に証明を行った医師が記載することが通例であり、

本件においても記載されている署名及び印影は請求書に記載されたものと同一の医師によるものであると認められる。個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を知り得るとしても開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

これらの部分は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番1のうち、c)ないしf)

当該部分は、本件の労災請求に関する調査結果復命書の記載の一部である。当該部分は、審査請求人以外の特定の個人の役職等であることから、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。そこで、同号ただし書について検討すると、当該部分は、審査請求人の陳述内容と開示されているその他の部分を照らし合わせることにより、審査請求人が容易に推認可能な情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当せず、開示すべきである。

ウ 通番1のうち、g)

当該部分は、本件の労災請求に関する調査結果復命書の記載の一部である。当該部分は、特定労働基準監督署が調査等を行った審査請求人以外の個人に関する情報であると認められるが、当該部分の記述のみでは、特定の個人を識別することはできず、また、当該部分を開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当せず、開示すべきである。

エ 通番10及び通番13のうち、a)

当該部分は、特定事業場から労働基準監督署に提出された資料のうち、審査請求人に係る記載のある特定事業場の組織図の一部であり、審査請求人を除く従業員の役職・氏名が開示とされていると認められる。

当該部分は、審査請求人以外の特定の個人の役職及び氏名であることから、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。そこで、同号ただし書について検討すると、当該部分は、審査請求人が容

易に推認可能な情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当せず、開示すべきである。

オ 通番13のうち、b)

当該部分は、特定事業場の賃金控除に関する協定書に記載された使用者の印影並びに従業員代表の役職、氏名及び印影である。

当該協定については、労働基準法106条1項により事業場の労働者に対する周知義務があることから、当該部分は、いずれも当該事業場の職員であった審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法78条2号該当性について

(ア) 通番1、通番5（文書2の36頁に限る。）、通番8、通番10（文書5の46頁を除く。）、通番14及び通番16は、特定労働基準監督署が調査等を行った審査請求人以外の特定の個人の氏名、役職、署名、印影、職業、電話番号及び照会先である。これらは、法78条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

そこで、法79条2項について検討すると、当該部分はいずれも個人識別部分であることから、同号による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 通番5（文書2の36頁を除く。）は、地方労災医員の署名、審査請求人の主治医の署名及び印影並びに事業場が労働基準監督署に提出した資料のうち「賃金控除に関する協定書」に押印された使用者の印影である。当該部分は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。個人の署名及び印影については、審査請求人がその氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。このため、当該部分は、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であるから、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 通番10（文書5の46頁に限る。）は、特定事業場から労働基準監督署に提出された資料の一部である審査請求人に係る健康診断結果報告書に押印された産業医の印影であり、産業医の氏名については、原処分で開示されていると認められる。当該部分は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。個人の印影については、審査請求人がその氏名を知り得る場合であっても、その印影まで開示する慣行があるとは認められない。このため、当該部分は、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であるから、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 法78条2号及び7号柱書き該当性について

通番3、通番4、通番6及び通番9は、労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定の個人等から聴取した内容である。これらを開示すると、被聴取者が、審査請求人等からの批判等を恐れ、被聴取者が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、客観的申述を得ることが困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法78条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 法78条3号イ該当性について

通番2、通番7及び通番11は、特定の法人の印影であり、当該印影は当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条3号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 法78条3号イ及び7号柱書き該当性について

通番12、通番15、通番17及び通番18は、特定事業場から労働基準監督署に提出された資料の一部である。当該部分は、特定事業

場が一般に公にしていらない内部情報であると認められ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。これを開示すると、公にしていらない特定事業場の内部情報が明らかになる外、内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表

1 対象文書名	2 不開示を維持する部分	3 法78条該当号	4 通番	5 開示すべき部分
調査結果復命書一式 (文書1)	① (署名・印影) 2頁, 5頁, 27頁, 76頁, 78頁, 85頁 (氏名) 9頁 (役職等) 34頁, 36頁, 45頁, 46頁, 49頁, 50頁, 57頁, 58頁 (氏名・役職) 56頁 (署名) 86頁	2号	1	a) 2頁, 5頁, 27頁, 76頁, 78頁及び85頁の署名・印影 b) 86頁の署名 c) 34頁の「業務に関連し, 重大な人身事故, 重大事故を起こした」欄の「具体的な内容及び評価」の15行目ないし16行目の不開示部分 d) 46頁3行目の不開示部分 e) 49頁の「認定事実」の16行目, 18行目ないし20行目, 50頁の2行目の不開示部分 f) 58頁の27行目の不開示部分 g) 36頁の「調査結果」欄の1行目の不開示部分
	② 30頁, 80頁, 87頁の法人の印影	3号イ	2	-
	③ 36頁, 37頁, 39頁ないし49頁, 58頁の聴取内容	2号及び7号柱書き	3	-
	④ 52頁, 53頁の医師意見	2号及び7号柱書き	4	-
医療関係資料 (文書2)	① (署名) 3頁 (印影) 6頁, 26頁 (署名・印影) 17頁, 25頁 (氏名) 36頁	2号	5	17頁の署名・印影

	② 6 頁, 7 頁, 1 7 頁, 1 8 頁, 2 5 頁, 2 6 頁の医師意見	2 号及 び 7 号 柱書き	6	—
	③ 3 6 頁の法人の印影	3 号イ	7	—
聴取書 (文書 3)	① (氏名・職業・電話番号) 1 9 頁, 2 9 頁, 3 2 頁, 3 7 頁 (照会先) 4 1 頁, 4 3 頁	2 号	8	—
	② 1 9 頁ないし 3 0 頁, 3 2 頁ないし 4 3 頁の聴取内容	2 号及 び 7 号 柱書き	9	—
請求人提出 資料 (文書 4)	(不開示部分なし)	—	—	—
事業場提出 資料① (文書 5)	① (署名・印影) 1 頁 (氏名・役職) 1 4 頁 (氏名等) 1 6 頁ないし 4 5 頁 (印影) 4 6 頁, 4 9 頁 ないし 6 4 頁, 6 6 頁 ないし 1 9 1 頁	2 号	1 0	1 4 頁の 1 行目及 び 2 行目の不開示 部分並びに審査請 求人の氏名の下部 の不開示部分
	② 1 頁, 4 6 頁の法人の 印影	3 号イ	1 1	—
	③ 1 0 頁, 1 2 頁の使用 者申立 1 6 頁ないし 3 0 頁の出 退勤記録 3 1 頁ないし 4 5 頁の賃 金台帳	3 号イ 及び 7 号柱書 き	1 2	—
事業場提出 資料② (文書 6)	(氏名・役職) 3 頁ない し 7 頁 (氏名・役職・印影) 8 頁 (氏名・印影) 7 6 頁	2 号	1 3	a) 3 頁の 1 行目 及び 2 行目の不開 示部分並びに審査 請求人の氏名の下 部の不開示部分 b) 8 頁の氏名・ 役職・印影
事業場提出 資料③ (文書 7)	① 1 頁ないし 1 7 5 頁の 氏名・印影	2 号	1 4	—
	② 1 頁ないし 1 7 5 頁 の点呼記録内容	3 号イ 及び 7 号柱書 き	1 5	—

事業場提出 資料④ (文書8)	① (氏名・印影) 1頁ないし187頁 (氏名) 191頁	2号	16	—
	② 1頁ないし187頁の 点呼記録内容	3号イ 及び7 号柱書 き	17	—
事業場提出 資料⑤ (文書9)	1頁ないし74頁の不開 示部分	3号イ 及び7 号柱書 き	18	—

※ 諮問庁の理由説明書の別表を基に、当審査会事務局において作成した。